



中国の懲罰的賠償制度アップデート ～実用フェーズに入った6倍賠償～

1. はじめに

2013年の商標法改正において、中国の知的財産関連法に初めて懲罰的賠償制度が導入されてから、早9年。当初、通常に確定された賠償額（以下、「通常賠償額」とします）の1～3倍と規定されていた金額は、2019年の商標法改正で1～5倍に引き上げられ、現在では専利法、商標法、不正競争防止法、著作権法の全てにおいて、故意侵害且つ状況が深刻な場合に、通常賠償額の1～5倍の懲罰的賠償を課すことができると規定されています。

判断基準に不明点も多く、適用事例の伸びなかった同制度ですが、中央政府の積極的な旗振りの下、昨年3月に最高人民法院が司法解釈を公表した頃から急速に実用フェーズに入った感があります。本記事では、そんな中国の懲罰的賠償制度をめぐる最新トピックをご紹介します。

2. 各種ガイドライン・事例の公表

2021年3月に、最高人民法院から、知財訴訟での懲罰的賠償制度の運用基準を定めた司法解釈が公表されました。更に2022年4月には、北京市と山東省の人民法院がガイドラインを公表し、より実践的な規定を設けました。各地の人民法院からも多数の適用事例が公表され、制度に関する資料が揃ってきました。

3. 適用要件の具体化

(1) 主観的要件

懲罰的賠償適用の第1の要件は、「故意による侵害」です。その類型は、司法解釈において、警告後も侵害行為を継続した場合、権利者と侵害者のビジネス上の関係や交渉経緯

から侵害の故意が推認できる場合、海賊版販売や登録商標の無断使用の場合等と規定されました。北京市のガイドラインでは、著名商標を抜け駆け登録して使用した場合、商品役務の宣伝・提供時に侵害表示を隠したり取り外したりした場合、無効とされた権利を使用し続けて侵害と認定された場合等、より詳細な規定が設けられました。また、山東省のガイドラインでは、逆に、対象権利が無効審判等に係属中の場合や均等侵害の場合等には懲罰的賠償を適用すべきでないとして規定し、制度の適用に一定の歯止めをかけています。

(2) 客観的要件

第2の要件は、「侵害状況が深刻」なことです。司法解釈では、本要件は、侵害の方法、回数、期間、地理的範囲、規模、影響度、侵害者の訴訟中の行動等に基づいて判断されると規定されました。特に行政処罰や判決を受けた侵害行為を再び実施した場合、侵害行為を専業としている場合、証拠を捏造・隠滅した場合、損害額が膨大な場合等に、この要件を満たすと判断されます。北京市のガイドラインには、更に、複数チャンネルに侵害動画をアップした場合、正規のライセンスが侵害品も提供した場合等、実践的な判断基準が示されました。

また、北京市ガイドラインでは、侵害の事実を知りながら、正当な理由なく侵害行為の停止に必要な措置を取らなかったネットワーク事業者も懲罰的賠償の対象となり得ることが規定され、詳細な適用要件が定められています。

4. 計算方法（倍率）の明確化

懲罰的賠償の賠償額は、通常賠償額に1～

5倍の倍率を乗じて算定されます。この倍率に関し最も注目を集めたのは、2021年の浙江省高級人民法院のWyeth事件です。この事件では、米国の大手医薬ブランドの「Wyeth」商標に対する長期的・組織的な侵害行為に対し3倍の懲罰的賠償が課されましたが、判決では、この3倍の懲罰的賠償は通常賠償額に加算されるべきものとされ、結果としての賠償総額は通常賠償額の4倍になりました。

従前の判決では、通常賠償額の3倍をそのまま賠償総額とする考え方が主流でしたが、Wyeth事件は最高裁の2021年十大知財事件にも選ばれ、その後の北京市及び山東省のガイドラインでも、通常賠償額に加えて、その1～5倍の懲罰的賠償額が加算されることが確認されました。従って、現行法における懲罰的賠償の上限は、通常賠償額の6倍になります。

司法解釈によれば、倍率は故意の程度や状況の深刻度を考慮して決定されます。北京市及び山東省のガイドラインでは、ハイテク技術関連の特許や技術秘密に対する侵害事件では高い倍率を採用する姿勢が示されています。

5. 賠償額の高額化

下表は、高額な懲罰的賠償が課された事件の一覧です。近年の高額判決の増加傾向が見てとれます。最高人民法院の「中国法院知的財産権司法保護状況（2021年）」でも、懲罰的賠償による商標権侵害の抑止が重点施策とされており、下表の「小米」事件及び「国信証券」事件が成果として取り上げられました。各裁判所による事例の公表でも、高額判決をアピールする文面が目立ちます。

判決年	裁判所	事件名	種別	賠償額(元)	倍率
2017	北京知財	「FILA」事件	商標/不正競争	791万	3倍
2019	江蘇省高級	「小米生活」事件	商標/不正競争	5000万	3倍
2020	最高	「カルボマー」事件	営業秘密	3000万	5倍
2021	浙江省高級	「Wyeth」事件	商標/不正競争	3000万	3倍 (4倍)
2021	深圳中級	「小米」事件	商標/不正競争	3000万	3倍
2021	広東省高級	「国信証券」事件	商標/不正競争	1000万	3倍

現状は商標権侵害への適用が中心ですが、山東省ガイドラインの付録には特許権侵害に対し通常賠償額の5倍の6000万元（約12.4億円）の懲罰的賠償を課すモデル事例が掲載されており、特許権侵害へも積極的に適用していかうとする姿勢が見られます。

6. 法定賠償との関係の整理

中国の損害賠償額の算定には、権利者の損失、侵害者の利益、実施料相当額のいずれも確定困難な場合に裁判所が諸般の事情を考慮して賠償額を確定する「法定賠償」の制度があります。法定賠償は案件の効率的な処理に不可欠であり、95%以上の侵害事件で採用されています。

過去には法定賠償額を3倍する懲罰的賠償が適用された事例もありますが、北京市及び山東省のガイドラインでは法定賠償には懲罰的賠償を適用しないことが明確にされました。

これに関連し、2022年の上海知財法院のJUKI事件では、侵害者利益が確定できた部分に3倍の懲罰的賠償を適用し、確定できなかった部分に故意侵害を加味した法定賠償を適用する判決が下されました。損害額等が確定できず法定賠償が適用されることが、懲罰的賠償の導入が進まない一因となっており、本件のようなハイブリッドの手法は、今後、多用されることが予想されます。

7. 終わりに

2021年には895件の知財訴訟で懲罰的賠償が適用され、その適用件数は確実に増加しています。本稿が、中国でビジネスを展開する皆様のお役に立ちましたら幸いです。

筆者紹介

伊藤 貴子（いとう たかこ）

東京大学教養学部卒。通信会社のSEを経て2003年弁理士登録。中国の法律特許事務所にて14年間勤務し、現地ロースクールを卒業。2022年よりTMI総合法律事務所勤務。